

第 4 期特定健康診査等実施計画

栃木県農協健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 02 月 01 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	運動習慣がある者の割合が非常に低く、肥満リスクも高い。	➔	運動のイベント活動（ウォーキング大会等）を実施することにより、継続的な運動習慣の向上と肥満リスクの減少に繋げる。
No.2	血糖リスクが高く、糖尿病の医療費が高い。	➔	喫煙により糖尿病が悪化することから、糖尿病の受診勧奨対象者及び糖尿病治療者の中から喫煙者を対象に禁煙治療補助事業の案内を送付し、糖尿病の重症化を防ぐ。
No.3	慢性腎臓病（人工透析含む）に対する医療費が高い。	➔	運動のイベント活動（ウォーキング大会等）を実施することにより、腎臓機能の向上に繋げる。
No.4	メタボ該当者の割合が全組合の平均と比べて高い。	➔	人間ドック等の受診当日による特定保健指導の推奨・促進。事業所と連携を強化し、訪問型保健指導を実施。

基本的な考え方（任意）

当健保はメタボ該当者が多く、糖尿病の医療費が高い状況である。生活習慣病の早期発見・発症予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の医療費抑制を目指す。
また、生活習慣病は自覚症状がないまま進行することが多い。特定健康診査・特定保健指導を通して自分自身の健康状態・健康課題を認識し、生活習慣の改善に取組めるような機会につなげる。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.2, No.3, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	特定健康診査等実施計画書に基づき、健診を実施する。
体制	契約医療機関での特定健診項目を含めた人間ドックの実施する。 事業主による定期健康診断と一緒に特定健診の実施する。 人間ドックを申込みしなかった扶養者等に対して特定健診受診券を送付し、特定健診受診を促進する。

事業目標

特定健診実施率の向上、内臓脂肪症候群該当者の減少							
アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
内臓脂肪症候群該当者割合	17.0 %	16.5 %	16.0 %	15.5 %	15.0 %	14.5 %	
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
特定健診実施率	85 %	87.0 %	88.2 %	89.5 %	90.3 %	91.1 %	

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付	事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付	事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付
R9年度	R10年度	R11年度
事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付	事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付	事業主による定期健康診断と一緒に特定健診を実施、人間ドックの実施、扶養者等への特定健診受診券の送付

2 事業名 特定健康診査(インセンティブ付与)

対応する健康課題番号 No.2, No.3, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	被扶養者へ特定健診結果のデータ提供依頼し、提供者に粗品を年間1回贈呈する。
体制	-

事業目標

特定健診受診率の向上							
アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
被扶養者の受診率	50 %	52 %	54 %	56 %	58 %	60 %	
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
提供者数	150 人	160 人	170 人	180 人	190 人	200 人	

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
令和6年度より新規追加	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

3 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.2 , No.3 , No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	特定健康診査等実施計画書に基づき、指導を実施する。
体制	人間ドック受診当日に特定保健指導の実施する。 受診当日に実施しなかった場合は、後日、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施する。

事業目標

保健指導実施率の向上、生活習慣病リスク保有者の生活習慣・健康状態の改善。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	腹囲2cm・体重2kg減を達成した者の割合	22.5 %	23.0 %	23.5 %	24.0 %	24.5 %	25.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	43.8 %	44.2 %	44.5 %	44.8 %	45.1 %	45.4 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施	人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施	人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施
R9年度	R10年度	R11年度
人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施	人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施	人間ドック受診当日の特定保健指導の推奨、外部委託もしくは当健保の保健師による訪問型保健指導の実施

4 事業名

特定保健指導(インセンティブ付与)

対応する
健康課題番号

No.2 , No.3 , No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	健診機関にて健診当日に特定保健指導を実施し、保健指導終了時で体重2kgもしくは腹囲2cm減少を達成した者等に粗品を年間1回贈呈する。
体制	契約医療機関実施でクオカード3,000円、当健保保健師実施で2,000円を達成者に贈呈する。

事業目標

特定保健指導率の向上							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	指導対象者の減少率	10 %	12 %	14 %	16 %	18 %	20 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	達成者数	50 人	60 人	70 人	80 人	90 人	100 人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
令和6年度より新規追加	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	5,321／6,261＝ 85.0％	5,435／6,246＝ 87.0％	5,500／6,234＝ 88.2％	5,565／6,217＝ 89.5％	5,605／6,206＝ 90.3％	5,645／6,195＝ 91.1％
		被保険者	4,845／5,204＝ 93.1％	4,915／5,227＝ 94.0％	4,990／5,255＝ 95.0％	5,065／5,275＝ 96.0％	5,115／5,299＝ 96.5％	5,165／5,323＝ 97.0％
		被扶養者 ※3	535／1,057＝ 50.6％	520／1,019＝ 51.0％	510／979＝52.1％	500／942＝53.1％	490／907＝54.0％	480／872＝55.0％
	実績値 ※1	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者 ※3	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	427／975＝43.8％	427／965＝44.2％	425／955＝44.5％	423／945＝44.8％	422／935＝45.1％	420／925＝45.4％
		動機付け支援	242／435＝55.6％	242／435＝55.6％	240／430＝55.8％	239／425＝56.2％	238／420＝56.7％	237／415＝57.1％
		積極的支援	185／540＝34.3％	185／530＝34.9％	185／525＝35.2％	184／520＝35.4％	184／515＝35.7％	183／510＝35.9％
	実績値 ※2	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第4期における総合健保は、特定健診実施率85.0%以上、特定保健指導実施率30.0%以上である。当健保の特定健診実施率では目標値に近い実績、特定保健指導実施率では目標を上回る実績となった。これまで培ってきた取り組みを更に改善・実践することで目標値を達成し得ると判断し、上記の目標値を設定する。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1) 実施場所

- (1) 特定健康診査
 - ・人間ドック委託医療機関
 - ・集合契約A、集合契約Bの契約医療機関

(2) 特定保健指導

- ・人間ドック委託医療機関（特定保健指導委託医療機関）
- ・集合契約A、集合契約Bの契約医療機関
- ・当健保の保健師またはSOMPOヘルスサポートへ委託し、事業所の会議室や応接室等

2) 実施項目

(1) 特定健康診査

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」に記載されている法令の実施項目（基本的な健診の項目と医師の判断によって実施する詳細な健診の項目）とする。特定健康診査の法令の実施項目を網羅した人間ドック実施の場合は、特定健康診査の実施に代えるものとする。

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果から法令に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」に階層化を行い、当健保の保健師または委託先の保健師等が対象者の勤務形態や家庭環境等を考慮し、対象者が生活習慣（食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣）を改善できるよう支援する。

3) 実施時期

(1) 特定健康診査

受診者の勤務形態、利便性を考慮し、通年とする。

(2) 特定保健指導

特定健康診査の実施時期に合わせて、通年とする。

4) 外部委託

(1) 特定健康診査

人間ドック委託医療機関と個別契約にて委託する。また、全国の医療機関で受診ができるよう、集合契約A、集合契約Bに参加する。

(2) 特定保健指導

人間ドック受診当日に特定保健指導ができるよう、人間ドック委託医療機関と個別契約にて委託する。また、事業所の会議室や応接室等での面接やICTを活用し支援ができる、SOMPOヘルスサポートと個別契約にて「訪問型特定保健指導」を委託する。その他に全国の医療機関で受診ができるよう、集合契約A、集合契約Bに参加する。

5) 受診方法

(1) 特定健康診査

原則、被保険者・被扶養者は、当健保が委託した医療機関で受診を希望する日時を決定したうえで、人間ドック・特定健康診査を受診。人間ドック等未申込者の場合は、当健保が被扶養者、任意継続被保険者へ「特定健康診査受診券」を対象者の自宅に送付する。受診の際には、「特定健康診査受診券」と「被保険者証」を提示することとする。

(2) 特定保健指導

人間ドック委託医療機関で人間ドック・特定健康診査を受診し、特定保健指導に該当した被保険者・被扶養者は、受診当日に実施。また、訪問型特定保健指導を希望した場合は、事業所と連携しながら事業所もしくは対象者と日程調整を行い、勤務時間内の希望日時を指定し、事業所の会議室や応接室等で実施。特定健康診査受診券での特定健康診査を実施し、特定保健指導に該当した場合は、「特定保健指導利用券」を対象者の自宅に送付する。実施の際には、「特定保健指導利用券」と「被保険者証」を提示することとする。

6) 周知・案内方法

(1) 特定健康診査

健診受診における周知・案内は、当健保の機関紙、ホームページ等に掲載する。人間ドック・特定健診の申込の際に、契約医療機関などが記載された案内冊子を事業主経由（任意継続被保険者には自宅）にて送付する。人間ドック等未申込の被扶養者、任意継続被保険者には、「特定健康診査受診券」とわかりやすい利用案内、市町村が実施している特定健康診査・がん検診の案内等を同封し、対象者の自宅に送付する。

(2) 特定保健指導

当健保の機関紙、ホームページ等に掲載し、周知する。人間ドック受診当日に特定保健指導に該当した場合は、受診した人間ドック委託医療機関より案内し、当日より特定保健指導を実施する。また、人間ドック等受診当日に特定保健指導を実施していない対象者には、原則、事業主経由で案内通知書を送付する。特定健康診査受診券での特定健康診査を実施し、特定保健指導に該当した場合は、「特定保健指導利用券」とパンフレットを対象者の自宅に送付する。

7) 健診データ等の受領方法

(1) 特定健康診査

人間ドック委託医療機関で実施した健診のデータは、随時（または月単位）を直接受領し、当健保で保管する。集合契約における健診データは、集合契約医療機関から代行機関を通じ、随時（または月単位）受領し、当健保で保管する。

(2) 特定保健指導

人間ドック委託医療機関およびSOMPOヘルスサポートで実施した特定保健指導のデータは、随時（または月単位）を直接受領し、当健保で保管する。集合契約における特定保健指導データは、集合契約医療機関から代行機関を通じ、随時（または月単位）受領し、当健保で保管する。

なお、特定健康診査のデータ、特定保健指導のデータともに当健保が実施した分も含め、5年とする。

8) 特定保健指導の選出方法

特定保健指導の対象者については、特定健康診査の結果に基づく階層化により選出する。実施率向上のため、年齢等の条件は設けず、また被扶養者および任意継続被保険者からも選出する。

個人情報の保護

健診データ等の個人情報の取扱いについては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に則り、行う。また、「栃木県農協健康保険組合個人情報保護管理規程」他、情報関連規定に遵守する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
各事業所にパンフレットを送付するとともに、当健保のホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
当計画については、必要に応じ理事会・組合会において見直し等検討する。